高教組速報

2019年度 第11号

2020年3月6日

長崎高教組 長崎市中川２丁目 2-5　TEL（095）827-5882

文責　馬場　隆

一斉休校のための子どもの世話で特別休暇をとれるようになりました
これまでに出た通知等と合わせて 休校に関わる勤務条件の特例の確認を

高教組は、一斉休校によって子どもの世話をしなければならない教職員に特別休暇を認めるよう県教委に要求していましたが、県教委は昨日、在宅勤務が困難な場合は特別休暇を認めることを高教組に知らせるとともに、各県立学校に通知を発出しました。

在宅勤務と特別休暇では何が違うか

県教委は、3 月 2 日に出した通知で、小中学校や特別支援学校に通う子どもを持つ教職員が、子どもを学童や親族に預けられない場合は、在宅勤務を認めるようにしました。しかし、通知の中にも記載されていますが、在宅勤務でも職務専念義務はあるので、勤務時間中に職務に関係のない外出等をする場合は年休をとらなければならないとされています。

在宅勤務の場合でも、実施予定を「 8:00 ～ 17:45（12:00 から 14:00 休憩）」という形で申請すれば、12:00 から 14:00 は職務専念義務はない時間になります。しかし、子どもが小さかったり、障害がある場合、7 時間 45 分の勤務を自宅で行うことが困難という場合があります。こういう場合は、1 日単位または 1 時間単位で特別休暇を認めるというのが今回の通知です。休暇になりますから、当然、その日や時間には職務専念義務はありません。

ただ、教育長の承認事項としており、詳しい状況説明と一定の時間がかかる問題があります。在宅勤務の方が手続き的には簡単なので、対象になる人は、在宅勤務で対応が可能かどうかをよく考えた方がよいでしょう。

非常勤講師の報酬の扱い等で 学校ごとの対応に差がある問題の是正を

前述の在宅勤務の通知の内容を各職場で周知する方法については、きちんと管理職が説明している学校だけでなく、ポータルサイトに通知等をアップしただけという学校もあり、内容が徹底されていないのではないかと懸念されます。

速報 10 号でお伝えした非常勤講師（時間講師）の報酬の扱いについても、内容がきちんと伝えられていなかったり、該当者に連絡さえされていない学校がありました。高教組はそういう実態を県教委に伝え、対応の徹底を求めましたが、きちんとした説明がされていない職場では、改めて、在宅勤務の通知の内容や非常勤講師等の報酬の扱いについてきちんと説明するよう管理職に求めることが必要です。

確認のために、2 月末に県教委が各学校の事務長宛に出した要請の内容を紹介します。

「臨時休業に伴い、予定されていた非常勤講師の授業が実施されず、収入が減ることが考えられます。つきましては、非常勤講師に対して、3 月に予定していた授業時数を参考として、有給休暇等の配慮や成績処理のための業務、課題作成等の業務を授業時数としてカウントするなど、今回に限り柔軟な対応をお願いします。」（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについても同様の扱いになります）

速報 10 号でお伝えしたとおり、授業に関連する業務を行えば（在宅勤務の対象者は在宅でも可）、予定されていた授業時数分は報酬が支給されるし、残っている年休をあてることもできるということです。

以上の内容（在宅勤務や特別休暇、非常勤講師の報酬の扱い）について、職場での説明と違う場合や、疑問・要望等がある場合は、高教組本部にご連絡ください。（電話 095-827-5882）

労働条件を改善させるのは団結の力です 教職員の要求実現のためにあなたも高教組へ